

議案第 4 2 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年度瑞穂町石畑財産区特別会計補正予算（第3号）

令和2年3月31日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

令和元年度瑞穂町石畑財産区特別会計補正予算（第3号）

令和元年度瑞穂町石畑財産区特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和2年3月31日専決

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	石畑下集会所冷暖房設備修繕	千円 1,690